

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によつて、広島県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成29年3月16日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

賃金その他の労働条件の改善

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う

平成29年3月9日

広島県知事 湯崎 英彦

別 表

広島中央保健生活協同組合本部

総合病院福島生協病院

生協歯科ひろしま

生協小児科ひろしま

訪問看護ステーションコスモス

広島中央保健生協ヘルパーステーション

中央居宅介護支援事業所

観音地域包括支援センター

生協さえき病院

草津診療所

訪問看護ステーション草津かもめ
生協くさつヘルパーステーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護生協くさつ24
コープ五日市診療所
訪問看護ステーションコープ五日市
コープ五日市ヘルパーステーション
広島医療生活協同組合広島共立病院
在宅介護支援センター共立
もみじ訪問看護ステーション
ヘルパーステーション虹
協同診療所
津田診療所
沼田診療所
あすなろ生協診療所
コープ共立歯科
えのかわ訪問看護ステーション
広島医療生活協同組合
デイサービスセンター津田